

スマートエネルギー住宅普及啓発業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、スマートエネルギー住宅普及啓発業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託料の上限額

金5,752,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

内スマートエネルギー住宅の普及啓発に係るもの 金2,900,000円以内

（別紙仕様書4の（1）及び（4）の①②③⑥）

内太陽光共同購入事業、普及宣伝資材作成に係るもの 金2,852,000円以内

（別紙仕様書4（2）、（3）及び（4）の④⑤）

5 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- （2）この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。」
- （3）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- （4）宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （5）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- （6）宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- （7）本業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

6 企画提案事項

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

- （1）スマートエネルギー住宅普及啓発イベントの概要（開催場所・内容・広報等）
- （2）マス媒体を活用したスマートエネルギー住宅の普及啓発の概要
（制作物の内容・放送、出版回数・時期等）

- (3) 太陽光共同購入事業の広報の概要（広報手段・内容・時期等）
- (4) スマートエネルギー住宅に関する広報資料等の作成（印刷物の仕様、納期等）
- (5) その他、仕様書の内容以外に、本業務の目的を達成するために、実施できることがあれば提案すること。

7 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 参加申込

企画提案への参加に当たっては、次の書類を提出すること。

イ 提出期限

令和6年5月30日（木）午後5時必着

ロ 提出方法

郵送又は持参

ハ 提出先

宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 13階北側

ニ 提出書類

(イ) 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

(ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部

(2) 企画提案書等

イ 提出期限

令和6年5月30日（木）午後5時必着

ロ 提出方法

書面 持参又は郵送

電子データ 電子メール、データ送信サービス等

※電子データにて提出の際には、電子データを送信した旨を電話連絡すること。

ハ 提出先

宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 13階北側

電子メールアドレス kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

ニ 提出書類（全てPDFファイルにて提出すること）

(イ) 企画提案書（任意様式）：紙媒体1部及び電子ファイル

規格：A4版

表紙を付けページの通し番号を記載すること。

表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること。

企画提案書は表紙を含めて12ページ以内で作成すること。

(ロ) 経費参考内訳書（任意様式）：紙媒体1部及び電子ファイル

※仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を添付すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

- (ハ) 業務遂行体制図（任意様式）：紙媒体1部及び電子ファイル
 - (ニ) 業務工程表（任意様式）：紙媒体1部及び電子ファイル
 - (ホ) 過去の類似業務の実績（任意様式）：紙媒体1部及び電子ファイル
- (3) 提出後の変更
- 提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。
- (4) 無効の取扱い
- 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ロ 本募集要領に従っていない場合
 - ハ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ホ 次に該当する場合
- 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (5) その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - ロ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。
 - ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
 - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
 - ホ この企画提案の応募に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。
 - ヘ 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

8 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企画提案書の審査を実施する。

審査は、あらかじめ定めた審査基準により審査を行い、各委員の評価点の平均が60点以上の事業提案者の中から、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。また、採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。同点の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により、委託予定者を選定する。

なお、プレゼンテーション審査の対象は3者程度とし、提案者がそれを超える場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（企画提案書による書類審査）を実施し、上位3者程度を決定する。

- (1) 開催日時 令和6年6月4日（火）
- (2) 開催場所 宮城県庁内会議室
- (3) 審査内容

イ プレゼンテーションの出席者は、事業者ごとにそれぞれ3名以内とする。

ロ 1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて30分以内とし、県が後日指定する時間帯により事業者ごとに個別に行う。

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目及び配点	審査の視点
業務の内容について 【70点】	① 本事業の目的や趣旨を十分理解した上で、実施内容が提案されているか。 ② スマエネ普及啓発について、イベントやマス媒体を活用した普及啓発が一般県民等を惹きつける魅力的な企画かつ、スマートエネルギー住宅の認知度向上に資する内容が提案されているか。 ③ 共同購入事業広報について、効果的な広報手段が提案されているか。 ④ 広報資料等は適切な仕様となっているか。
業務遂行の実現性 【20点】	① 類似業務実績を有するなどの業務経験又はバックグラウンドとなる知識を有しているか。 ② 業務を遂行できる体制が整っているか。 ③ 無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。 ④ 経費の見積は適切か。
その他自由提案 【10点】	仕様書の内容以外に目的に資する効果的な提案がなされているか。

(4) 選定結果の発表

選定結果については、後日、環境政策課のホームページに掲載する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

9 スケジュール（予定含む。）

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年5月10日（金） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和6年5月17日（金） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和6年5月24日（金） |
| (4) 参加申込書・企画提案書の提出期限 | 令和6年5月30日（木） |
| (5) 選定委員会（書面審査） | 令和6年5月31日（金） |
| (7) 選定委員会（プレゼン審査） | 令和6年6月4日（火） |
| (8) 選定結果通知 | 令和6年6月上旬頃 |
| (9) 契約締結 | 令和6年6月中旬頃 |

※書面審査は、原則として応募者が3者を超えた場合にのみ実施する。

10 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2664

FAX 022-211-2669